

「城陽市週休2日制工事」Q&A

問1 完全週休2日とは。

(回答)

完全週休2日は、対象期間内の全ての「週」の土日に現場閉所を実施する制度です。

問2 完全週休2日において、「週」とは月曜日から日曜日までの7日間のことか。

(回答)

現場着手日が木曜日であれば、翌週の水曜日までが該当工事における「週」のサイクルとなります。

問3 完全週休2日において、夜間工事の場合は異なる曜日を跨ぐこととなる。

例えば、金曜日の夜から土曜日の朝まで作業する場合、土日の現場閉所の扱いは。

(回答)

夜間工事の場合、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていただければ、土日が現場閉所されたものとみなします。

問4 金曜日に急遽、受注者の責によらない事由で日曜日の現場作業が必要になったが、振り替える日がない。この場合の取扱いは。

(回答)

受注者の責によらず現場作業が必要となった日は、施工に必要な期間から除きます(この週の場合に限り日曜日の閉所は不要の扱い)。よって、当該の週においては土曜のみ現場閉所されていれば、当該週における完全週休2日は達成となります。

問5 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

(回答)

完全週休2日の場合は、祝日は平日と同様に取扱い、原則として1週間のうち土日を休工とすることとします。

問6 対象外工事として「通年維持工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

(回答)

社会機能の維持に不可欠な工事であり、緊急対応を行うといった工事の性質上、週休2日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

例： 東部地区道路維持修繕工事（単価契約）、西部地区道路維持修繕工事（単価契約）、樹木等維持管理工事（単価契約）など

問7 対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。

（回答）

地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させる必要があるといった工事を想定しており、週休2日の現場閉所が困難であることから対象外としています。

例：学校の夏休み期間中での工事、居ながら改修工事 など

問8 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

（回答）

受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

問9 週休2日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。

（回答）

元請である受注者を対象としています。なお、現場代理人は、例外的に常駐を要しないことができるかとされている場合を除いて工事現場への常駐が義務付けられています。そのため、受注者（現場代理人）が当該工事において現場閉所により休日を確保する場合は、必然的に現場施工を行うことが出来ないことから、下請け業者は対象に含みません。

問10 現場閉所日に他の工事現場で働くことは認められるか。

（回答）

現場閉所日に他の現場に従事することは制限しません。

問11 週休2日確保以外のやむを得ない事由による工期変更は認めるのか。

（回答）

やむを得ない事由があると判断できる場合は、通常通り工期変更を認めて問題ありません。

問12 一つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場の考え方は。

（回答）

施工箇所が点在していても、週休 2 日の取組みについては、1 工事単位で判断することになります。

問 13 現場及び現場事務所での事務作業は閉所しているものの、会社内で書類作成や安全教育を実施した場合はどのような扱いになるか。

(回答)

現行制度上、現場閉所したものとして扱います。

問 14 設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休 2 日の考え方はどうなるのか。

(回答)

設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休 2 日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休 2 日の対象期間も延長されません。

問 15 週休 2 日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。

(回答)

発注時の工期算定については、週休 2 日で算出しているため、週休 2 日の確保を事由とした工期延期は認めていません。

問 16 現場終了日とは。

(回答)

工事施工範囲内ですべての作業が終了した日をいいます。なお、土木工事の場合、後片付け期間（工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間）は含まないものとします。

問 17 精算時の経費補正に関する契約変更手続きはどのように行うのか。

(回答)

経費補正の契約変更を行う時点の現場閉所日数が確認できる資料(任意様式)及び工事打合簿に基づき、必ず達成可能な現場閉所状況について受発注者間で十分に協議を行い、再度の契約変更とならないように設定してください。

なお、上記に関連して、発注者より現場閉所実績及び工事打合簿等を提出するよう指示があった場合は、速やかに提出を行ってください。

問 18 月単位の週休2日とは。例えば1月10日から工事着手した場合、1月31日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。それとも2月10日までをひと月として週休2日の達成を確認するのか。

(回答)

上記の場合、1月10日から工事着手した場合、1月31日までをひと月として週休2日の達成を確認します。達成の確認方法は、その期間の土日の合計数以上を現場閉所としている場合において達成したとみなします。

問 19 城陽市週休2日制工事実施要領第9の「明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合」とは、どのような場合か。

(回答)

受注者が工事着手日までに、週休2日を考慮した工程を工事監督員と協議しなかった場合等です。なお、その場合は「文書による改善指示」を行い、工事成績評定の工程管理における項目で「やや不適切である」にチェックが入ります。

問 20 週休2日を指定せず発注された工事で、週休2日を達成した場合は。

(回答)

発注時に指定されていない工事については、週休2日を達成した場合でも単価等の補正は行いません。成績評定でのみ評価します。